

令和6年4月1日から 指定難病医療費助成制度の 診断基準等が変更されます！



改正の概要

1 診断基準等の変更

- 既存の疾病の一部について、「**診断基準**」が**変更**されます。
- 一部の疾病について、**病名**が**変更**されます。
- すべての疾病について「**臨床調査個人票**」の様式が**変更**されます。

2 新たな疾病の追加

- 「**MECP2重複症候群**」、「**線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）**」及び「**TRPV4異常症**」が、**新たに医療費助成の対象**となります。

医療機関の皆様へのお願い

- **令和6年4月1日以降の医療費助成の申請に係る臨床調査個人票の作成**に当たっては、**新しい様式を御使用**ください（1年間は旧様式による申請を受付けますが、新しい診断基準の充足を判断できない場合があることから、審査が保留となり、医療機関へお問合わせをさせていただく場合があります。）。新しい様式で臨床調査個人票を作成される場合は、**新しい診断基準を御参照**ください。

詳細について

詳細については、「宮城県難病・小児慢性特定疾病ポータルサイト」よりご覧ください。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/miyaginanbyoshomanportal.html>)



御協力、よろしくお願ひいたします。

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班